

介護福祉士・社会福祉士資格取得のための学費を貸付します！

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 令和3年度 介護福祉士等修学資金貸付事業 募集要項

この事業は、介護福祉士・社会福祉士の資格を取得し、福井県内の民間施設においてその業務に従事しようとする方に修学資金を貸付し、福井県の福祉人材の確保と福祉の増進を図ることを目的に実施するものです。

■概要■

1. 貸付対象者 次のすべてを満たす方

- ①介護福祉士・社会福祉士の養成施設等に在学している方で、県内に住民登録をしている者（養成施設等入学前に県内に住民登録を有していた者も含む）または県内の養成施設等に進学している者で、養成施設等を卒業後、県内において介護福祉士・社会福祉士として業務に従事する意思がある者
- ②次のアまたはイのいずれかに該当する方で、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる者
 - ア 学業成績等が優秀と認められる者
 - イ 卒業後、中核的な介護職として業務に従事する意欲があり、介護福祉士・社会福祉士の資格取得に向けた向上心があると認められる者

※他の国庫事業（生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金等）との併用はできません。

2. 貸付額と利子

- (1) 貸付額は、月額5万円を上限とします。また、初回に入学準備金、最終回に就職準備金として、それぞれ20万円を上限に加算することができます。
- (2) 令和3年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思がある者は、国家試験受験対策費用として、卒業見込み年度とその前年度の2年間について、年額4万円を加算することができます。
ただし、卒業見込み年度に介護福祉士国家試験を受験しなかった場合（災害、疾病等やむを得ない事由がある場合を除く）は、国家試験受験対策費用分を返還していただきます。
- (3) 貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む）の者については、養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、1か月あたり、貸付対象者の貸付申請時における年齢および居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額を加算することができます。ただし、生活保護の支給と同時に受けすることはできないため、貸付決定後、生活保護が廃止されていることが確認できる書類を提出していただき、生活保護が廃止された月の翌月から生活費加算を開始します。
- (4) 利子は無利子です。ただし、「10. 修学資金の返還」の事由に該当し、返還期限を過ぎても返還が完了しない場合は年3%の延滞利子を徴収します。

3. 貸付の期間

貸付期間は養成施設等の正規の修学期間（令和3年4月在学分から貸付可）とします。

4. 貸付の人数（令和3年度分）

20名程度

■ 申請から決定まで ■

5. 申請の手続き方法

(1) 修学資金の貸付を希望する方は、次に掲げる書類を令和3年5月17日（月）（郵送の場合は、消印有効）までに、養成施設等を経由して、下記の「**10. 申請先・問い合わせ先**」に提出してください。

◆共通書類（行政機関が3か月以内に発行したもの）

- ①介護福祉士等修学資金貸付申請書（様式第1号）
 - ②在学する養成施設等の長の推薦書（様式第2号）
 - ③介護福祉士等修学資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第3号）
 - ④世帯全員の記載がある住民票（マイナンバーの記載がないもの）
 - ・連帯保証人が同一世帯に属する場合は、1通のみの提出で構いません。
 - ・外国人留学生の場合は、国籍および在留資格、在留カード番号が記載されたもの。
 - ⑤直近の学業成績表
 - ⑥市町長が発行した申請者の生計を支える者（父および母）の申請前年の所得・課税証明書
 - ⑦中高年離職者にあっては、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）
第16条に規定する離職証明書、その他離職していることが確認できる書類
 - ⑧国家試験受験対策費用の貸付を希望する者は、国家試験受験誓約書（様式第4号）
 - ⑨「高等教育の修学支援新制度」養成施設発行の減免決定通知書（写）（対象者のみ）
- ◆法人が連帯保証人となる（下記（3）★部分参照）場合は、⑩～⑫もご提出ください。
- ⑩貸付に同意する旨が議決された取締役会・理事会等の議事録または稟議書（原本証明したもの）
 - ⑪直近5年間の決算書（原本証明したもの）
 - ⑫履歴事項全部証明書（発行後3か月以内の原本）

(2) 生活費加算を希望する者は、前項に掲げる書類に加えて次のいずれかの書類を提出してください。※外国人留学生は対象外

- ①福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- ②生活保護受給世帯に準ずる経済状況であることが確認できる書類

(3) 申請には、**連帯保証人1名**（原則として県内に住所があり独立の生計を営む者で、返還債務を負担することができる資力を有するもの）が必要です。ただし、申請者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人（父母等）でなければなりません。

★下記の要件を満たす法人が連帯保証人になることも可能です。

- ・申込時に返還債務が免除となる対象業務の県内営業実績が5年以上あること
- ・直近5年間の収支状況（資産合計－負債合計）がすべて黒字であること

6. 貸付の決定

学力、家計等を総合的に審査し、貸付の決定または不承認について申請者あてに通知します。貸付が決定した方は6月下旬頃に借用書（修学生および連帯保証人、法定代理人の印鑑証明書を添付）および振込口座申請書を提出してください。

7. 貸付金の交付

年2回（4月と9月）に分けて貸付決定者の指定口座に振り込みます。

※初年度の第1回目（上半期の修学資金・入学準備金・国家試験受験対策費）の交付は7月上旬頃を予定しています。

※「高等教育の修学支援新制度」を併用される方（申請中を含む）は、高等教育の修学支援新制度の決定後、本修学資金の審査を行いますので、送金が8月頃になります。

■ 免除と返還について ■

8. 返還の免除

養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士・社会福祉士の登録を行い、県内の民間施設において介護福祉士・社会福祉士の業務に従事し、引き続き5年間（県内の過疎地域または中高年離職者は3年間）当該業務に従事したときは、貸付金の返還が全額免除されます。

なお、災害、疾病、負傷、育児休業その他特別な事由により当該業務に従事できなかった期間は免除対象となる従事期間には含めません。

9. 修学資金の返還

次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、育児休業その他特別な事由がある場合を除く。）には、修学資金を返還していただきます。返還期間は10年以内です。

①退学したときなど修学資金の貸付けが打切られたとき

②養成施設等を卒業した日から1年以内に県内の民間施設において介護福祉士等の業務に従事しなかったとき

③県内の民間施設において介護福祉士等の業務に従事する意思がなくなったとき

④介護等の業務外の事由により死亡、または心身の故障により介護福祉士等の業務に従事できなくなったとき

■ 各届出について ■

10. 申請先・問い合わせ先

この事業に関する問い合わせ先、申請書の送付先は、次のとおりです。

また、申請様式は本会ホームページからダウンロードができます。

【住所】〒910-8516 福井市光陽2丁目3番22号

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

地域福祉課「介護福祉士等修学資金」担当

【TEL】0776-24-4987（直通）／0776-24-2339（代表）

【ホームページ】<https://www.f-shakyo.or.jp>

福井県社協 修学資金

検索



<用語の補足等>

介護福祉士・社会福祉士の養成施設等

- 1 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号から第3号までの規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設
- 2 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第2号に規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設

介護福祉士・社会福祉士の業務の範囲

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社庶第29号厚労省社会局長・児童家庭局長連名通知）」の別添1に定める職種もしくは別添2に定める職種または当該施設の長の業務

連帯保証人

原則として県内に住所があり独立の生計を営む者で、返還債務を負担することができる資力を有するもの

- ・ 申請する方が未成年の場合・・・・申請者の法定代理人（父母等）
- ・ ノ 成人している場合・・・生計を一にしない者
- ・ 法人による連帯保証人・・・・・・・外国人留学生が申請者の場合など

過疎地域

過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項および第33条に規定する県内の地域

中高年離職者

養成施設等の入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者

生活保護受給世帯に準ずる経済状況にある世帯

貸付申請日の属する年度または前年度までにおいて次のいずれかの措置を受けた世帯の者

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税世帯
- 2 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免世帯
- 3 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免世帯
- 4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予世帯
- 5 その他知事が加算の必要があると認める者

別表

生活費加算の基準額

（単位：円）

年齢	級地区分		
	2級地-1	3級地-1	3級地-2
19歳以下	38,290	34,510	32,610
20~40	36,650	33,020	31,210
41~59	34,740	31,310	29,590
60~69	32,850	29,600	27,980
70歳以上	29,430	26,520	25,510

※級地区分の適用地域については、

「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」に準ずる。

【2級地-1】福井市

【3級地-1】敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、
永平寺町、南越前町、越前町

【3級地-2】池田町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

<提出チェックリスト>

- 証明書類の発行日は申請日より3か月以内
- 記入・押印漏れのないよう注意してください。
- 黒色ボールペンで記入してください。(消せるボールペン不可)
- 修正がある場合は2重線で訂正後、訂正印を押してください。
- 申請者および連帯保証人が自署すべき箇所の厳守。

対象		様式名称	様式番号	備考
共通	①	介護福祉士等修学資金貸付申請書	様式第1号	
	②	在学する養成施設等の長の推薦書	様式第2号	
	③	個人情報の取扱同意書	様式第3号	
	④	世帯全員の記載がある住民票		・マイナンバー不要 ・外国人留学生の場合は、 (※国籍・在留資格・ 在留カード番号 必須)
	⑤	直近の学業成績表		直近の卒業校
	⑥	所得・課税証明書(生計を支える者)		収入の有無にかかわらず父 母共に提出が必要
	⑦	離職していることが確認できる書類		中高年離職者のみ
	⑧	国家試験受験誓約書	様式第4号	希望者のみ
	⑨	「高等教育の修学支援新制度」 減免決定通知書(写)	養成施設発行	利用者のみ
法人保証	⑪	貸付に同意する旨が議決された取締役会・ 理事会等の議事録または稟議書		原本証明したもの
	⑫	直近5年間の決算書		原本証明したもの
	⑬	履歴事項全部証明書		発行後3か月以内の原本
生活費 加算	①	福祉事務所長等が発行する 生活保護受給証明書		
	②	生活保護受給世帯に準ずる経済状況 であることが確認できる書類		